

公立大学法人山梨県立大学たな卸資産管理規程

(平成22年4月1日制定 法人5106号)

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人山梨県立大学財務及び会計に関する規則（以下「会計規則」という。）第36条の規定に基づき、公立大学法人山梨県立大学（以下「法人」という。）におけるたな卸資産の取扱い及び評価方法等について必要な事項を定め、たな卸資産の適正な管理を図ることを目的とする。

(たな卸資産の範囲)

第2条 会計規則第36条に規定する「たな卸資産」とは貯蔵品等をいう。

2 たな卸資産のうち、「貯蔵品」の範囲は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 切手その他これに準ずる現金等価物

(2) 耐用年数1年未満又は耐用年数1年以上で1品目50万円未満の工具、器具及び備品で貯蔵中のもの

(3) その他必要と認められるもの

(たな卸資産管理責任者)

第3条 法人にたな卸資産管理責任者を置き、総務課長をもって充てる。

(たな卸資産の評価方法及び評価基準)

第4条 たな卸資産の評価方法は、原則として移動平均法によるものとする。ただし、これにより難しい場合は、最終仕入原価法によるものとする。

2 たな卸資産の時価が前項の規定により評価した価額（以下「評価額」という。）よりも下落したときは、当該時価をもって評価額とする。

(廃棄予定品の評価)

第5条 破損、故障または陳腐化が著しい棚卸資産を廃棄処分しようとするたな卸資産は正規の棚卸資産と区別し、処分可能価額まで評価を切り下げることができる。

(たな卸資産の受け払い及び残高記録)

第6条 たな卸資産管理責任者は、たな卸資産を同じ種類ごとに区分するとともに、入庫及び出庫並びに残高に関する数量及び金額を継続して記録したたな卸資産台帳（様式第1号）を作成するものとする。ただし、第3条第1項に規定する最終仕入原価法によるものについては、この限りではない。

(実地たな卸)

第7条 たな卸資産管理責任者は、毎事業年度末に現品と管理簿とを照合して実地たな卸を行い、棚卸の対象外となる預り品、廃棄予定品等は、正規の在庫品と厳に整理区別しなければならない。

2 たな卸資産管理責任者は、前項に規定する実地たな卸を完了したときは、実地たな卸調査表（様式第2号）により、会計規則第5条に規定する会計責任者に報告しなければならない。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、たな卸資産の管理に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

【別紙様式第1号】

た な 卸 資 産 台 帳

品 名	単価 (円)	在庫数	金額 (円)	備 考
合 計				

【別紙様式第2号】

実地たな卸調査票

品名	単位	数量	単価	金額	備考

会計責任者 殿

上記のとおり実地たな卸を実施しましたので報告します。

平成 年 月 日

たな卸資産管理責任者
総務課長 ○○○○

印